



2024年1月9日

各位

会社名	日建工学株式会社
代表者名	代表取締役社長 皆川 曜 児
コード番号	9767 (東証スタンダード)
問合せ先	取締役管理部長 大門 忠 志 (TEL. 03-3344-6811)

当社独立委員会による「準共同保有者」認定基準の制定に関するお知らせ

当社は、2021年5月24日付当社取締役会決議及び2021年6月29日付当社第58回定時株主総会決議に基づき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下「本対応方針」といいます。)を継続しております。

本対応方針においては、特定株主グループ(注1)により当社株券等(注2)の大規模買付行為(注3)が行われる場合には、本対応方針所定の合理的なルール(大規模買付ルール)にしたがっていただくこととしております。

注1:特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者(以下「準共同保有者」といいます。)

または、

- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

注2:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注3:大規模買付行為とは、

- (i) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、
- (ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。)

または、

- (iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての

議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項及び第 6 項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。)

をいいます。

なお、ここにいう「議決権割合」とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合(同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も計算上考慮されるものとします。)と②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)

または、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計

をいいます。本対応方針上、株券等保有割合及び株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数(同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとされています。

本対応方針に関し、昨今の当社株券等の売買状況等を踏まえると、当社の複数の株主の間に一定の関係があり、これらに基づき、「準共同保有者」に該当する関係がある可能性があり、もし仮にそうであるとすれば、当該株主らが特定株主グループに該当し、当該株主らによる大規模買付行為に該当する行為が行われたまたは行われようとしている可能性があることと認められました。

そこで、この度、当社は、①独立委員会の勧告を踏まえ、当社の一定の株主の間に「準共同保有者」に該当する関係があるか否かについて調査する必要があると判断し、②①の判断にあたっての予見可能性を確保するために独立委員会に対して、その基準を制定することを求め、独立委員会から、別紙記載の基準の答申を得ました。

今後、当社は、当社の一定の株主の間に「準共同保有者」に該当する関係があるか否かについて、この基準に従って調査していきます。

なお、本対応方針の詳細な内容につきましては、以下の適時開示資料をご参照ください。

2021 年 5 月 24 日付け「当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)継続に関するお知らせ」

上記適時開示資料は、当社ウェブサイト上の以下の URL からご覧いただけます。

URL: <https://www.nikken-kogaku.co.jp/wp/wp-content/uploads/2021/05/9e03317b8446e39dab91ab187939fcc8.pdf>

以上

(別紙)

「準共同保有者」認定基準

- ※ 準共同保有者の認定に際しては、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。）について、下記の各項目のうち、原則として、1)に加えて最低1つ以上の項目で、買収者と関連性が認められることを条件として、下記の各項目の要素に加え、買収者との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
- ※ 以下「買収者」には、「買収者」の親会社または子会社（買収者を含め、「買収者グループ」という。）、買収者グループの役員・主要株主を含むものとする。

認定の対象者において、

- 1) 対象会社の株式を取得している時期が、買収者による対象会社の株式の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
- 2) 取得した対象会社株式の数量が相当程度の数量に達しているか
- 3) 対象会社の株式の取得を開始した時期が、買収者による株式の取得の開始、対象会社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、買収者の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、買収者の行動に関連するイベントと近接しているか
- 4) 市場における対象会社株式の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして対象会社株式を取得しているなど、買収者による対象会社の株式取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
- 5) 買収者が株式を取得している（または取得していた）他の上場会社の株式を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が買収者のそれと重なり合っているか
- 6) 上記5)の重なり合う期間において、当該他の会社（買収者と共にその者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
- 7) 上記5)記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び買収者（並びに認定対象者以外の者で買収者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員を選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の内任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値のき損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値のき損のおそれはどの程度か
- 8) 買収者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか
- 9) 買収者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。

以下同じ)、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるまたはあったことがあるなどの人的関係が存在するか

- 10) 対象会社に対する株主権（共益権）の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この 10)を唯一の根拠として「準共同保有者」と認定してはならないものとする。）
- 11) 対象会社の事業や経営方針に関する言動等が買収者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この 11)を唯一の根拠として「準共同保有者」と認定してはならないものとする。）
- 12) その代理人やアドバイザーが、買収者のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び/または親族関係その他の人的関係があるなど、買収者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか(直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。)
- 13) その他、買収者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以 上